

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（利用対象者）

第8条 拠点事業の利用対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) おおむね3歳未満の児童
- (2) 前号の者に同伴する保護者
- (3) 第1号の者に同伴する鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第204号）第13条の規定により当該児童に対する相互援助活動の依頼を受けた同要綱第5条第2項に規定するサポート会員
- (4) 妊娠中の者
- (5) 前号の者に同伴する者

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。